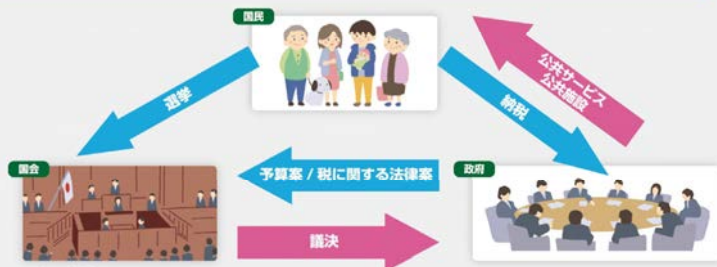


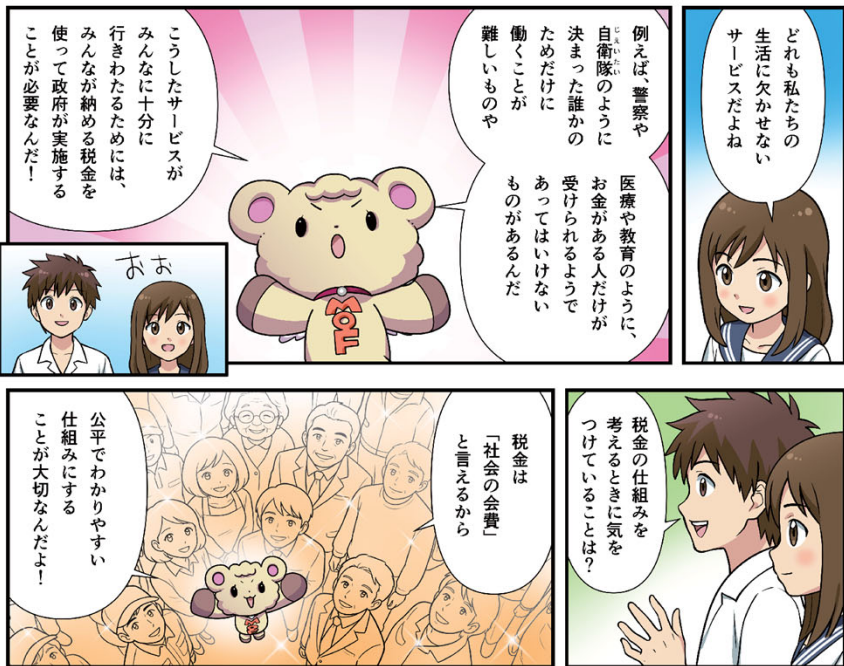
税に関する法律（税負担の方法）と税の使いみち（予算）は、国民が選挙で選んだ代表者である議員が国会で決めています。主税局では、税金の仕組みについて、国会で議論するための案を作っています。（参考）国税庁では、国の税金を集める仕事をしています。



日本国憲法

第 83 条【財政処理の基本原則】 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

第 84 条【課税】 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。



税金は、国税と地方税をあわせて 40 種類以上あります。その仕組みを考えるとときには、こうした考え方を大切にしています。

公平の原則

- ・ 経済力（所得や資産など）がたくさんある人により多く負担してもらふ（垂直的公平）
- ・ 経済力が同じくらいの人には同じ負担をってもらう（水平的公平）

中立の原則

- ・ 税金の仕組みが人々の行動や選択をできる限りゆがめないようにする

簡素の原則

- ・ 税金の仕組みをできるだけ簡単にし、理解しやすいものにする

（主な税金）

国税	所得税、法人税、消費税、相続税
地方税	住民税、事業税、固定資産税